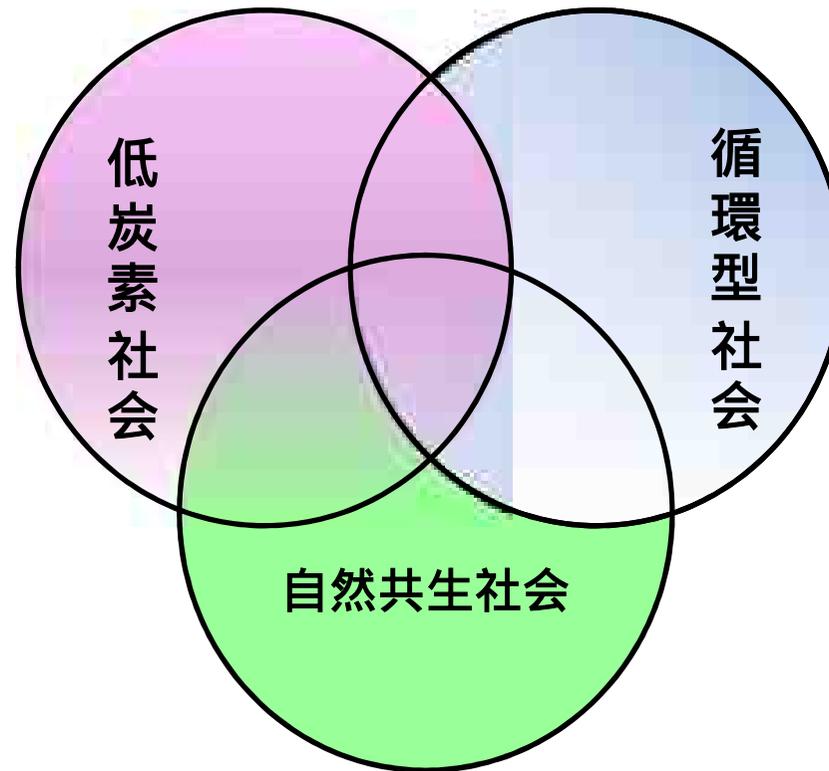


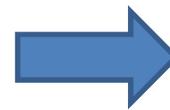
最新の環境情報について

平成23年11月29日
近畿地方環境事務所
環境対策課 課長
山根 正慎

環境行政の柱



- ・ 低炭素社会
- ・ 自然共生社会
- ・ 循環型社会



持続可能な社会
(sustainable development)

ポイント

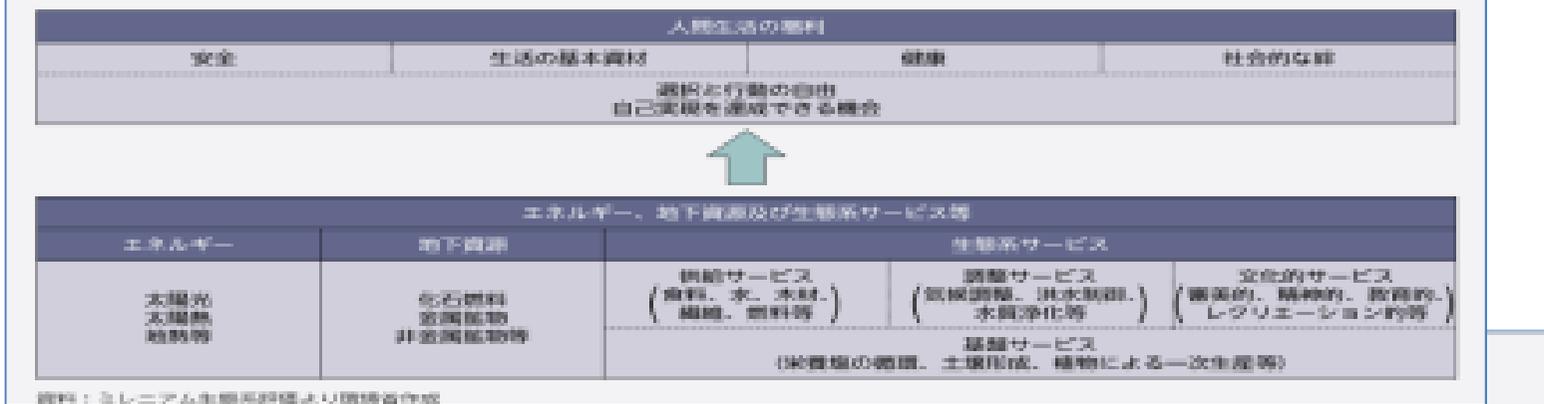
環境保全のために特に必要とされる3つの社会作りを内外にわたり着実に推進し、2012年5月の国連Rio + 20会議でリーダーシップを発揮する。

持続可能性と豊かさ 1

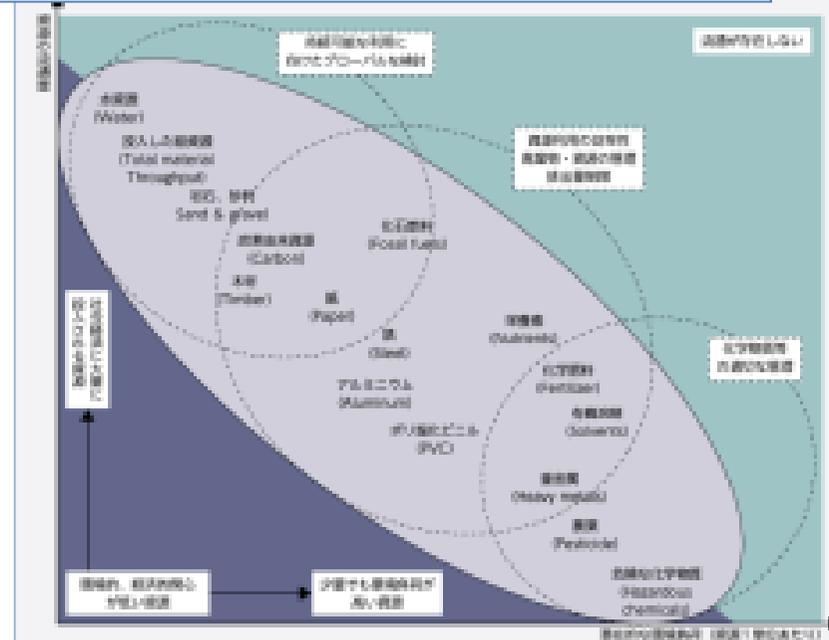
地球から受ける恵みと私たちの生活

- 人間の暮らしは、エネルギー、地下資源、生態系サービス等、地球から受ける恵みによって成り立っている。

図 2-1-1 自然から受ける恵みと主な資源管理の考え方の例



資源の使用は、その質（有害性等）や量（大量消費）に応じて、環境に負荷を与えている。



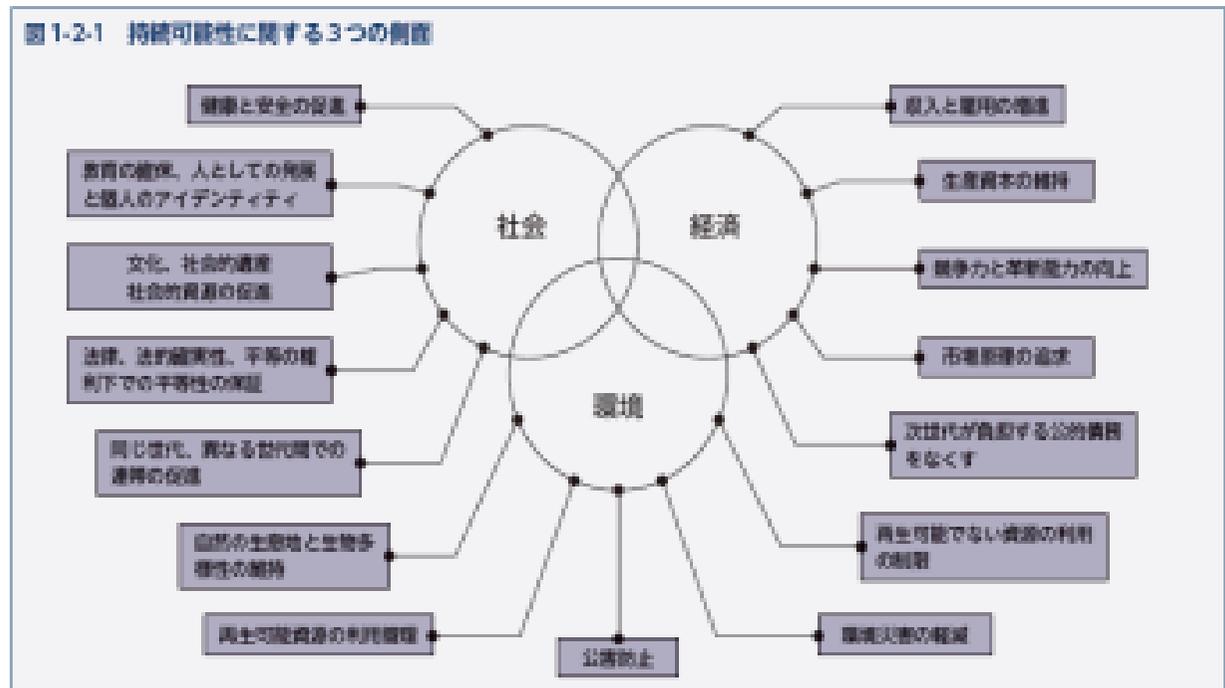
持続可能性と豊かさ 2

地球の持続可能性や豊かさを指標により評価することは国際的な潮流。評価に際しては、環境、経済、社会の3つの側面を考える必要がある。

持続可能性指標に関する主な国際的動き

年	公表者	成果・報告等
1990	国連開発計画 (UNDP)	人間開発指標 (HDI 指標)
1996	国連持続可能な開発委員会	持続可能な開発指標 (CSD 指標)
1998	世界銀行	諸国民の富はどこに？—21世紀のための資本の測定
2000	OECD	図表で見る社会 (OECD 社会指標)
2001	OECD	OECD キー環境指標 (Key Environmental Indicators)
2004	OECD、世界銀行、EU、国際連合等	OECD 世界フォーラム
2005	OECD	OECD ファクトブック
2005	OECD	成長に向けて—経済政策改革
2007	欧州委員会、欧州議会、ローマクラブ、OECD、WWF	Beyond GDP 会議
2009	OECD	図表で見る政府 2009
2009	経済パフォーマンスと社会の進歩の測定に関する委員会 (CMEPSP)	CMEPSP 報告 (スティグリッツレポート)

環境、経済、社会の3つの側面



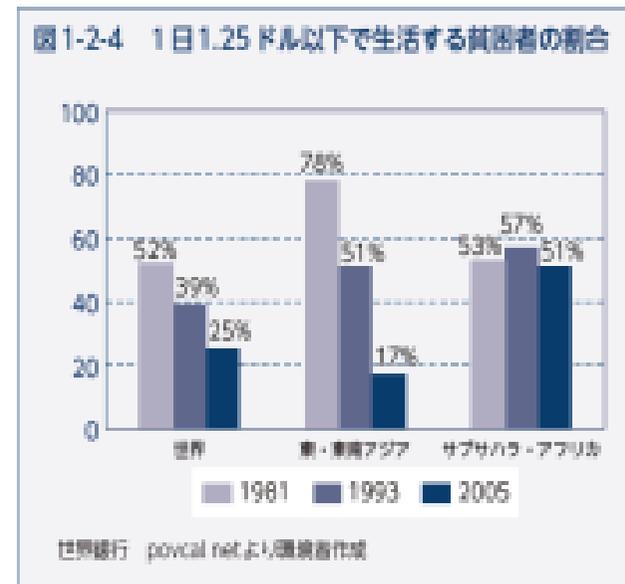
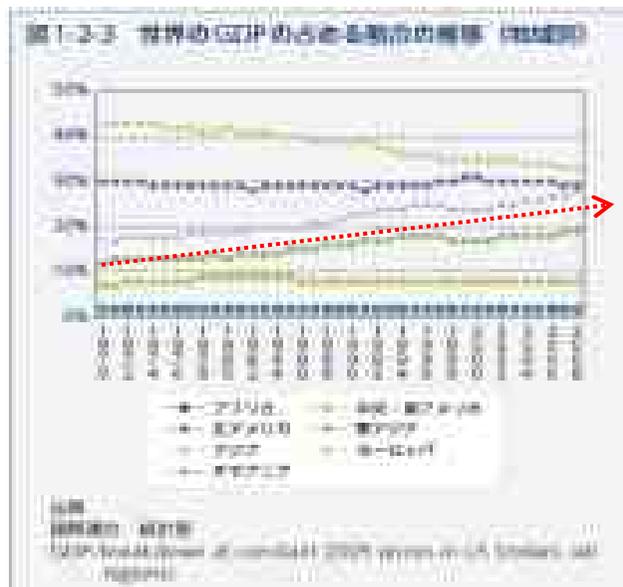
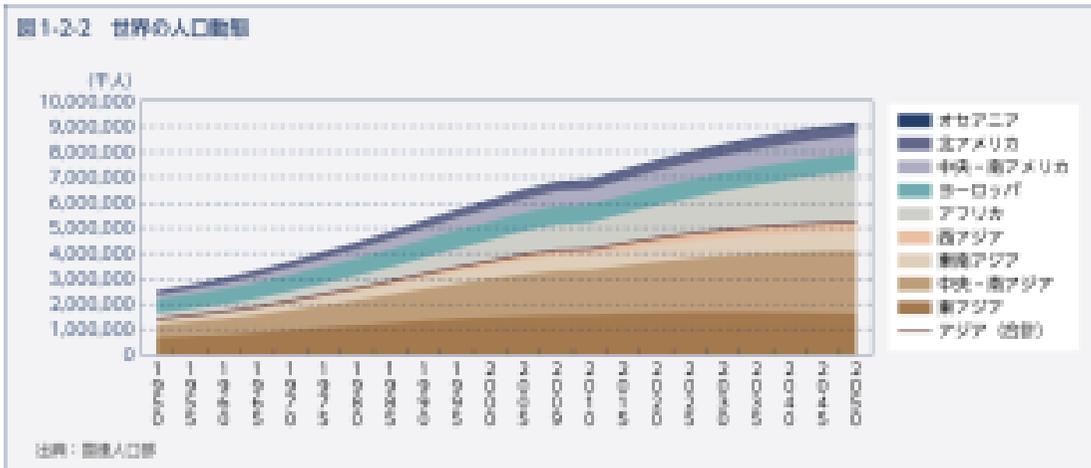
出典：スイス SIAより環境省作成

出典：CMEPSP報告書他

持続可能性と豊かさ 3

世界の社会経済の状況

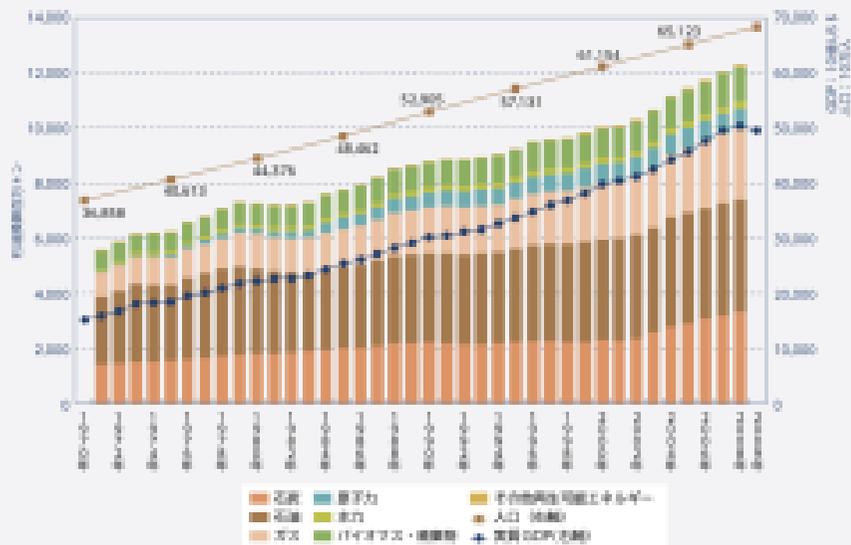
アジア、新興国の人口は増大するとともに、著しい経済発展を見せる一方で、経済格差も広がっている。



エネルギー供給と地球温暖化

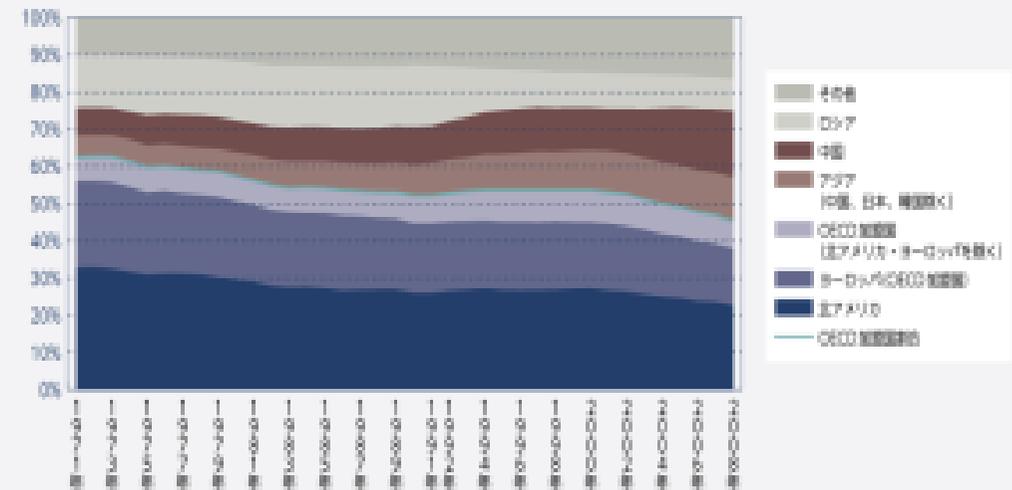
- 化石燃料に依存したエネルギー消費が依然増加を続けている。
- また、アジアを中心に新興国のエネルギー需要が増大している。
- 地球全体のCO₂濃度は増加し、温暖化が進んでいる。

図1-2-5 世界の人口、GDP、エネルギー供給の推移



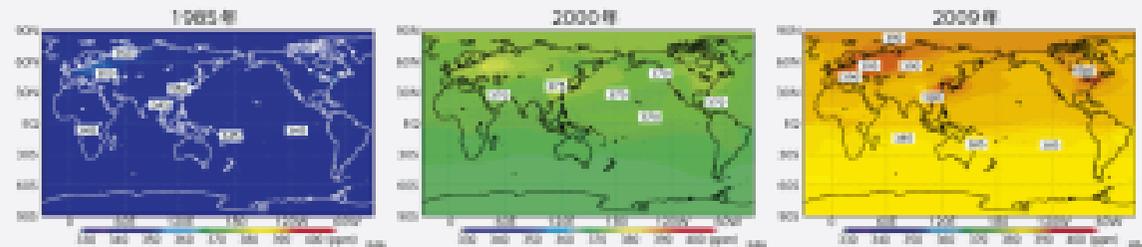
出典：エネルギー供給内訳はIEA、人口は国連人口局、GDPは世界銀行の推定値

図1-2-6 世界のエネルギー供給内訳の推移（地域別）



出典：IEAより改定作成

図1-2-8 二酸化炭素濃度分布の経年変化

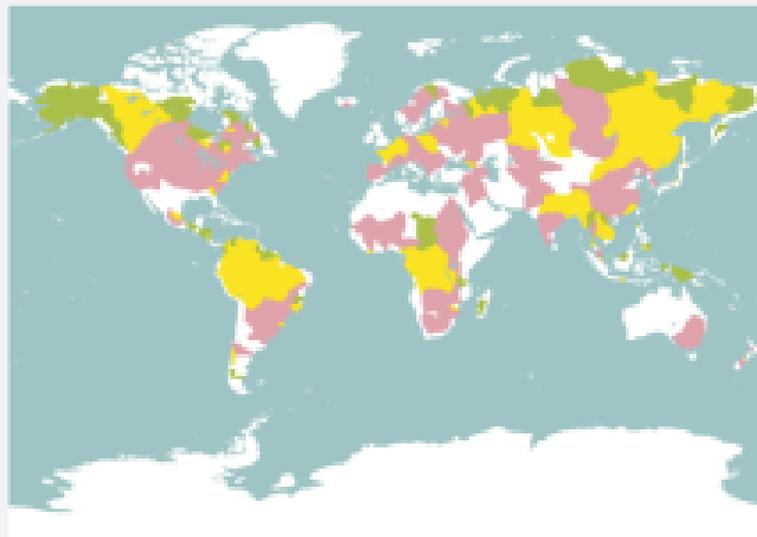


出典：気象庁「二酸化炭素の増減」※二酸化炭素の増減は、世界各地の観測所や衛星などで観測されたデータから、計算機を使って地球の様々な地域における濃度分布を推定したものです。

水資源と水循環に対する負荷

- ・ 河川流域の開発により河川が分断化し、健全な水循環のつながりが劣化。
- ・ 食料需給構造が変化し、飼料作物の増加に伴う水資源の枯渇が懸念される。

図 2-2-12 世界の河川の分断化の状況



影響の程度
 ■ 影響のない流域
 ■ 中規模の影響を受けている流域
 ■ 強い影響を受けている流域

出典：国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター (UNEP-WCMC) より環境省作成

図 1-2-16 人口一人あたりのカロリー供給量推移 (東アジア)



資料：FAO (a) (2011年1月時点) より環境省作成

図 1-2-17 穀物の需要予測と水資源の枯渇状況



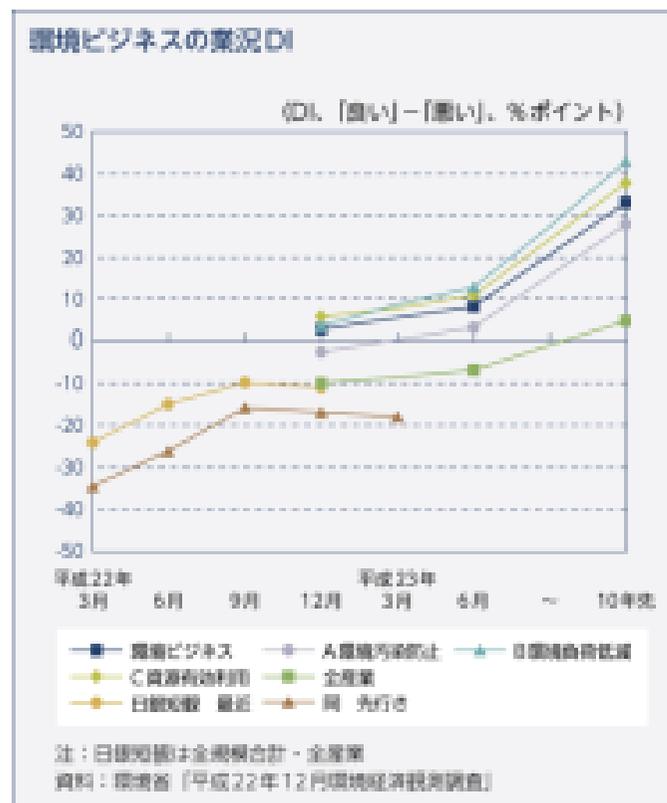
出典：World Water Development Report 2009 (UN world water Assessment program) より

我が国においても、研究に対する資金供給や環境ビジネスの動向の把握等、グリーン・イノベーションに資する取組が進められている。

環境省の科学技術関係予算による研究の成果によるリチウムイオン電池が、国産の電気自動車に搭載予定であるなど、CO₂の削減に貢献



新規に「環境経済観測調査」を開始し、環境ビジネスの現状及び展望などを把握



低炭素社会の実現に向けて、我が国において様々な政策が進展している。

平成23年度税制改正大綱において、平成23年度に「地球温暖化対策のための税」を導入することとされる等、税制のグリーン化が進んでいる。

家電エコポイント制度や住宅エコポイント制度により、省エネ性能の高い製品や住宅の普及が進んでいる。

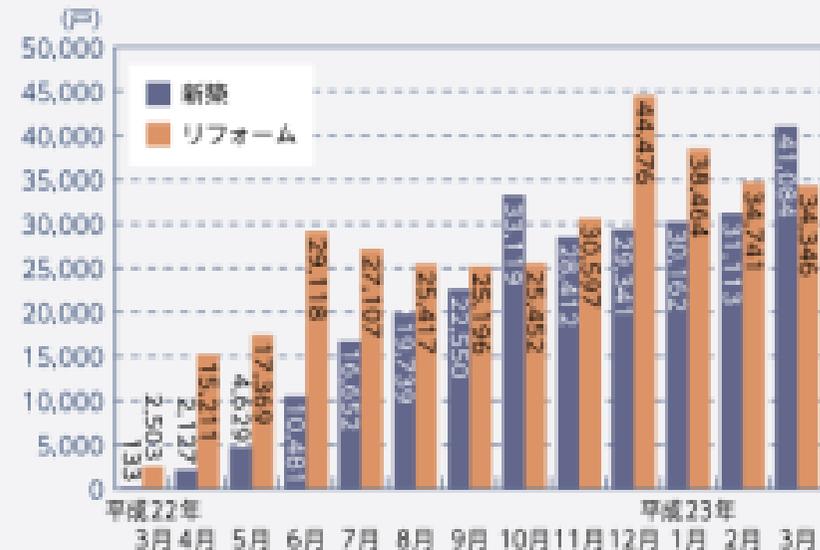
表4-3-2 「地球温暖化対策のための課税の特例」による税率

課税物件	現行税率	H23.10 ～ H25.3	H25.4～ H27.3	H27.4～
原油・石油製品 [1kl当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

注：() は石油石炭税の税率

資料：「平成23年度税制改正大綱」より環境省作成

図4-3-7 住宅エコポイント申請戸数

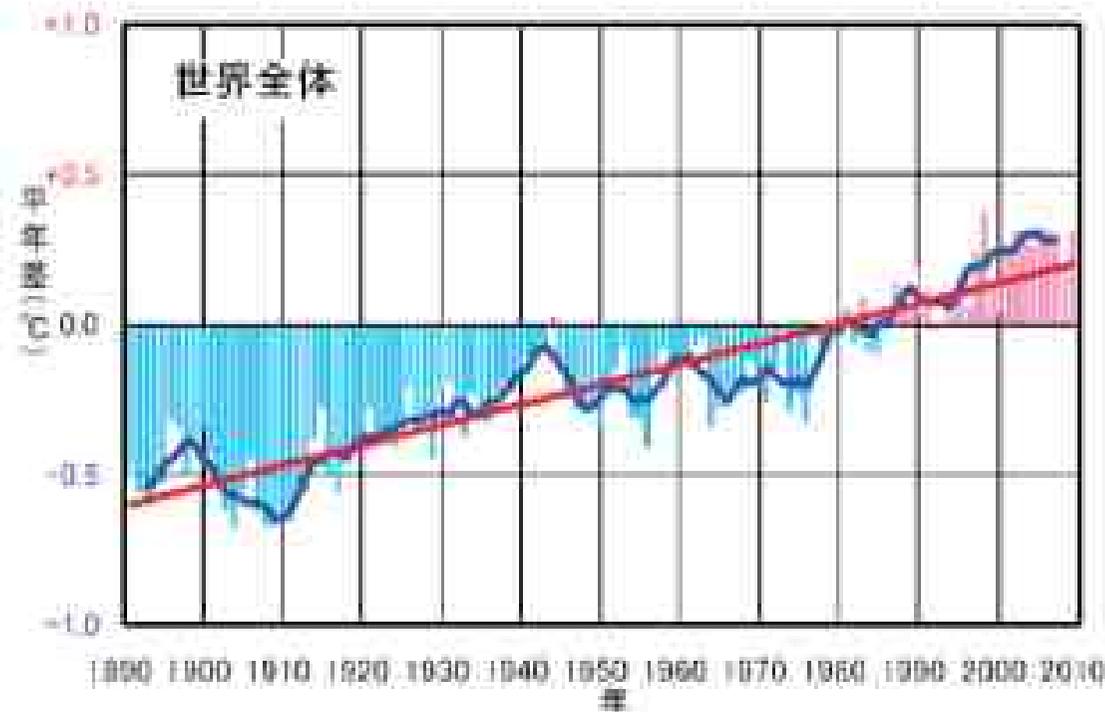


資料：環境省

地球温暖化の進行

- ・世界の年平均気温は100年当たり0.68 上昇(下図参照)
- ・年平均気温の上位10位のうち8つは2000年以降に記録された。(2009年は歴代3位タイ)
- ・2010年6月の世界平均気温は6月としては統計開始以降最高。

気象庁

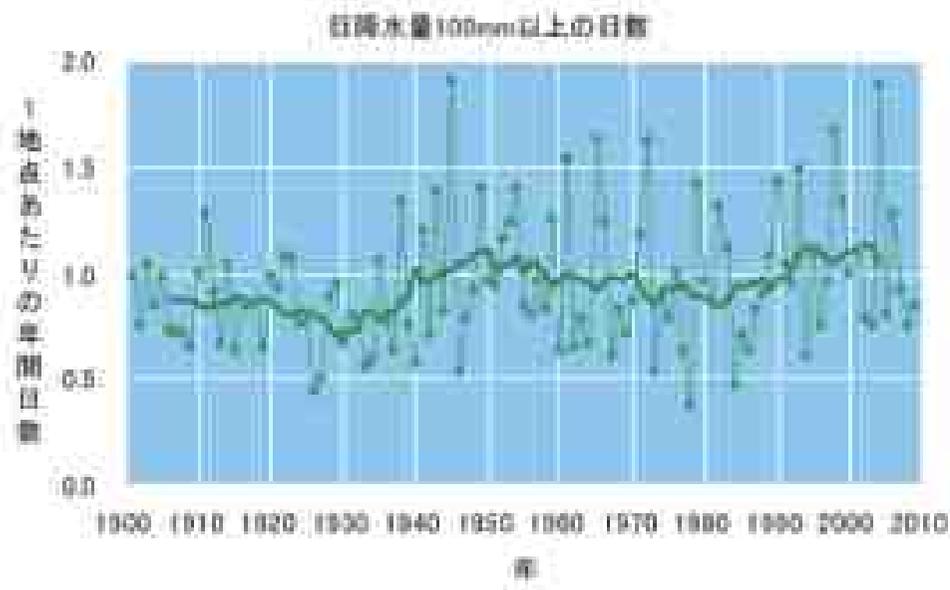


順位	年	世界 年平均(C)
1	1998	0.37
2	2005	0.32
3	2009	0.31
	2006	0.31
	2003	0.31
	2002	0.31
7	2007	0.28
8	2004	0.27
	2001	0.27
10	1997	0.24

世界の年平均気温の変化(1891-2009)(左)と高温歴代10位 気象庁

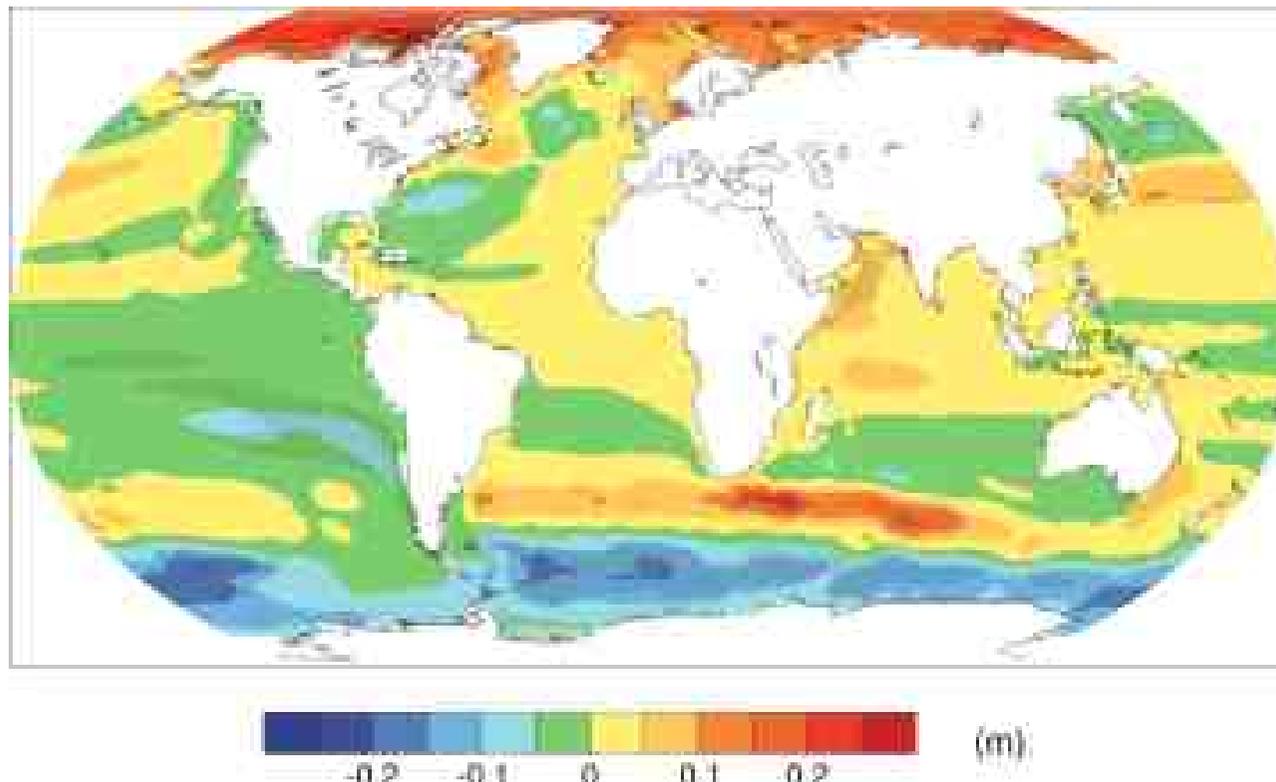
極端な気象現象の増加

- ・大雨や猛暑日のような極端な気象現象が増加傾向。
- ・IPCC第4次評価報告書によると、地球温暖化が進行すれば、極端な高温、熱波、大雨の頻度が増加する可能性が非常に高い。



日降水量100mm以上の日数、猛暑日(日最高気温35℃以上)の日数) 気象庁

世界各地の海面水位の予測上昇量



世界各地の海面水位の予測上昇量(20世紀末に対する21世紀末の上昇量)の世界平均予測上昇量からの差の分布

2080～2099年の20年平均値と1980～1999年の20年平均値の差。16種類の気候予測モデルによるA1Bシナリオの予測結果。世界各地の海面水位上昇量から世界平均の上昇量を差し引いて、地域ごとの海面水位上昇の違いを示したもの(正の値は世界平均の海面水位上昇量より大きな上昇であることを示す)。点描された海域は、モデルの平均値の大きさがモデル間のばらつき(標準偏差)よりも大きく変化傾向の信頼度が高い海域を示す。

出典:IPCC, 2007

気候変動による影響

気候変動は気温のみならず気候全体のバランスを変化させ、水資源や農業、生態系等のバランスを変化させることにより、人間生活にとりかえしのつかない影響をもたらすおそれ。

- ◆ 世界各地での異常気象の頻発（大雨、干ばつ、熱波など）
- ◆ 20世紀中に平均海面水位17cm上昇

バングラデシュで、2007年の2回の大規模洪水により、千名超の死者。（国際協力機構調べ）



高波で倒壊した家屋（バングラデシュ）
（写真提供：国際協力機構）

海面上昇により国土水没する国が発生するおそれ。



浸水した道路を歩く子ども達（ツバル）
（写真提供：東京大学茅根創教授）

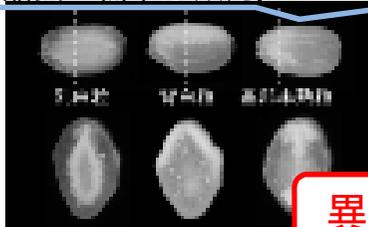


融解しつつある永久凍土（北極海沿岸）
（写真提供：総合地球環境学研究所井上元教授）

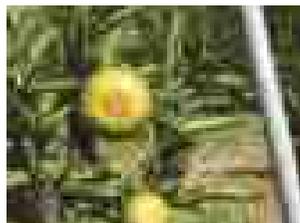
国内の影響

米・果樹

特に九州地方では、米が白濁するなど品質の低下が頻発。



図：水稲の白未熟粒
(九州沖縄農業研究センター提供)



上図：ミカンの日焼け果
(独)農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所提供



下図：ミカンの浮皮症
(広島県立総合技術研究所農業技術センター提供)



図：ブドウの着色不良
(農林水産省「平成20年地球温暖化影響調査レポート」より)

異常気象

図：洪水被害の事例
(国土交通省中部地方整備局提供)

2007年夏、熊谷市と多治見市で、40.9 という観測史上初の最高気温を記録



図：トマトの尻腐果
(北海道原子力環境センター「目で見えるトマトの栄養障害」より)

洪水



極端現象

デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上



日本各地で、南方系魚類の種類と数が増加

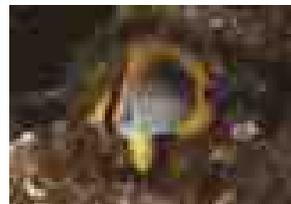


図 チョウチョウウオ:冬の東京湾でも確認されるように(千葉県「生物多様性ちば県戦略」より)

熱中症・感染症

2007年夏、東京都と17政令市合計では5102人の熱中症患者が救急車で病院に運ばれた。

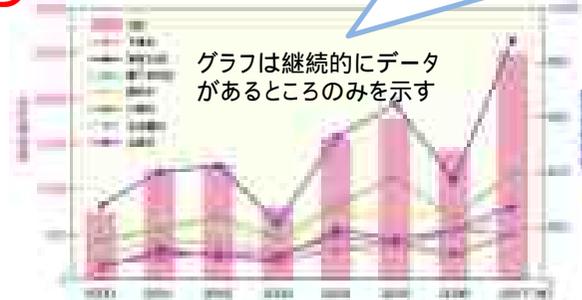


図 都市別熱中症患者数の推移(国立環境研究所資料より作成)

日降水量200ミリ以上の大雨の発生日数が増加傾向



図 日降水量200ミリ以上の年間発生日数と長期変化
(国土交通省資料より作成)

ニホンジカの生息域拡大



農林産物や高山植物等の食害が発生

生態系

農山村の過疎化や狩猟人口の減少等に加え、積雪の減少も一因と考えられる。



図 サンゴの白化
(阿嘉島臨海研究所提供)

将来予測される影響

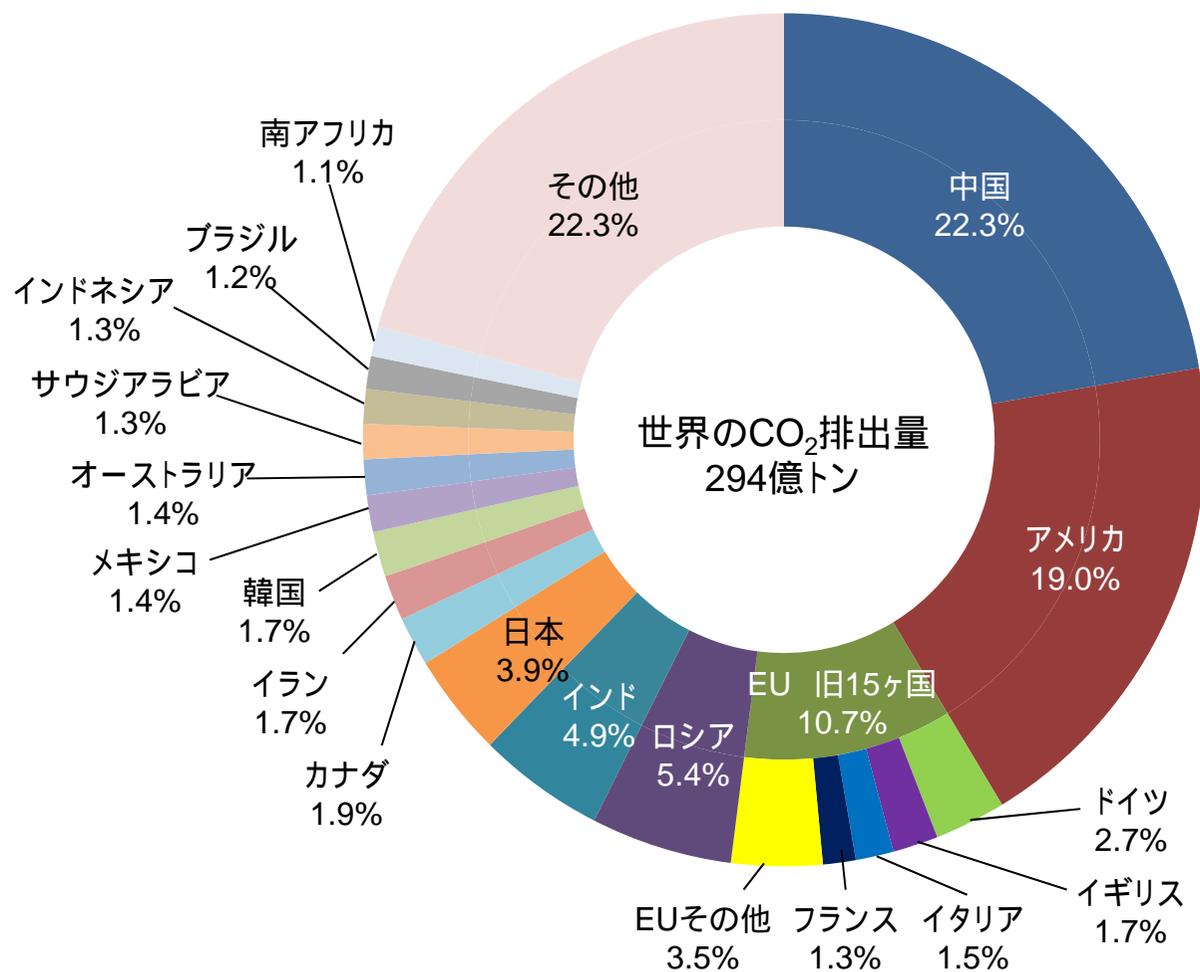


世界全体のCO₂排出量(2008年)

Change for the future.
Change by Japan.



中国とアメリカがそれぞれ世界の約20%を排出。日本は約4%、EUは約11%
今後は、先進国が頭打ちなのに対して、途上国は発生量が増加する見込み



EU15ヶ国は、COP3(京都会議)
開催時点での加盟国数である。

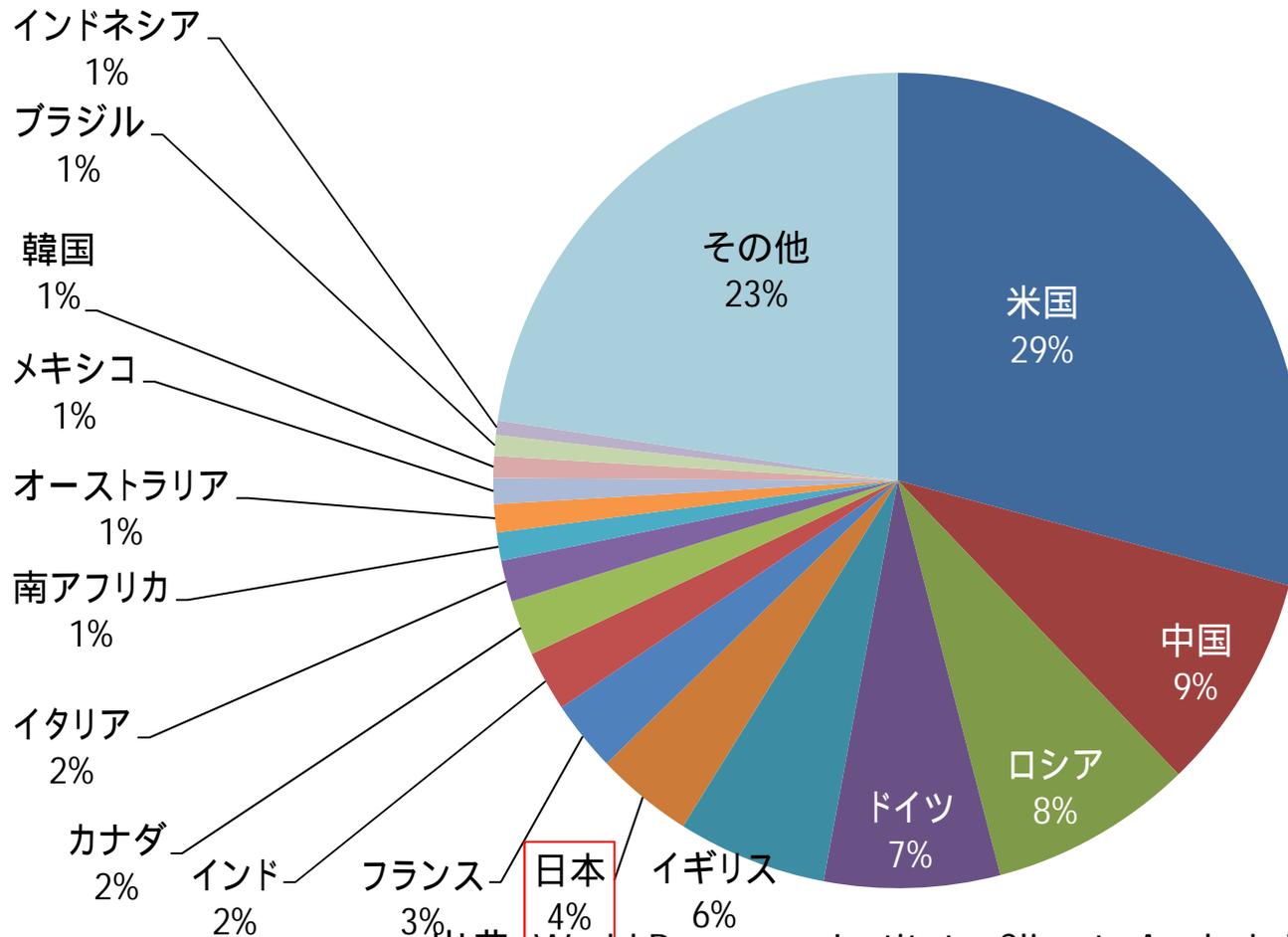
出典：IEA「CO₂ EMISSIONS FROM
FUEL COMBUSTION」2010
EDITIONを元に環境省作成

産業革命以降の歴史的なエネルギー 起源CO₂排出量 (1850年～2006年)

Change for the future.
Change by Japan.



アメリカが約30%であり、先進国全体では75%を占める(日本は4%)
中国は9%を占めており、インド(2%)、南アフリカ(1%)、メキシコ(1%)が続く



出典: World Resources Institute, Climate Analysis Indicators Tool

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に伴う 大きな環境負荷、経済的影響

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会には環境に対する悪影響が様々に生じる。
社会・経済情勢に対しても悪影響が波及する。

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会における物の流れ



環境負荷

- ✓資源の枯渇
- ✓採取に伴う自然破壊



- ✓廃棄物の大量発生
- ✓未だ使用可能な資源の廃棄
- ✓資源、エネルギーの大量投入
→温室効果ガス、水・大気・土壌に対する環境負荷

- ✓埋立処分場のひっ迫
- ✓不法投棄
- ✓処理に伴う環境負荷
→温室効果ガス、水・大気・土壌に対する負荷

社会経済

- ✓資源価格の高騰
- ✓景観の破壊



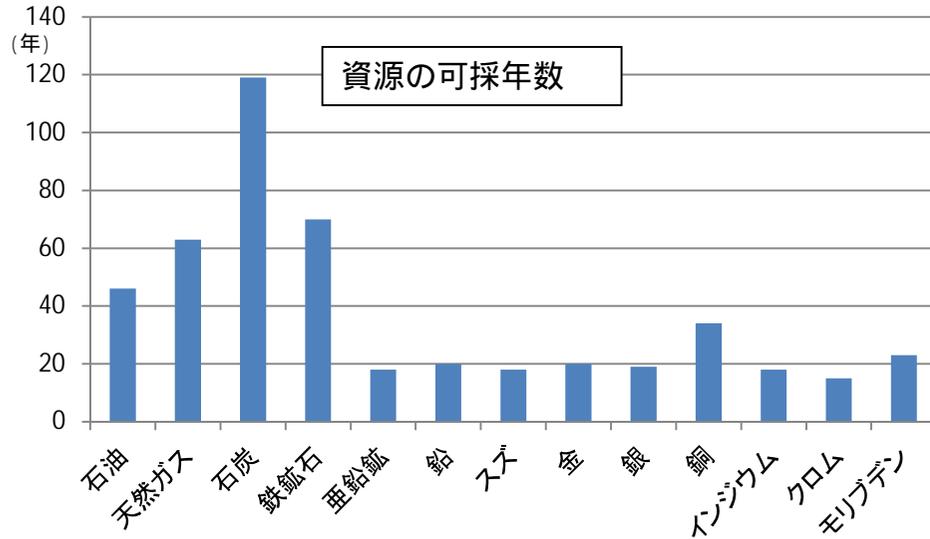
- ✓資源の最大限の活用により生み出せたはずの利益の喪失

- ✓廃棄物処理コストの増大



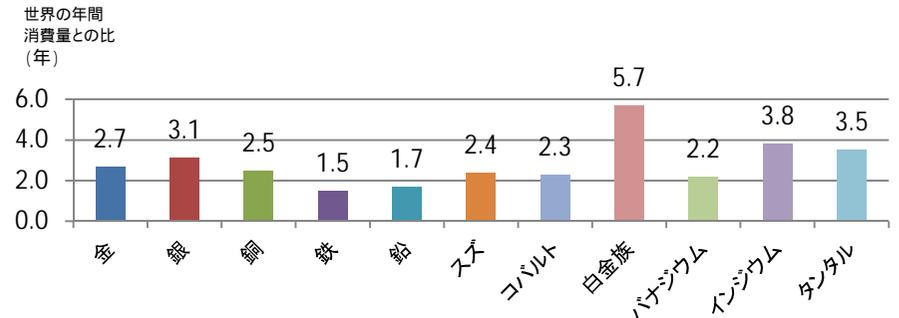
ひっ迫する資源 依然として深刻な廃棄物問題

天然資源の可採年数は、あと20年前後のものが多い。



出典: BP Statistical Review of World Energy 2010, U.S Geological Surveyより

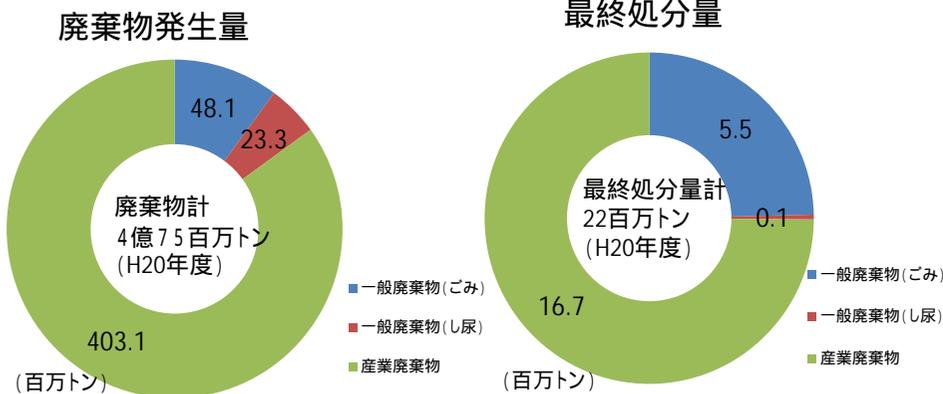
多くの金属について、世界の2~3年相当の消費量に匹敵する蓄積が国内の都市鉱山にある。



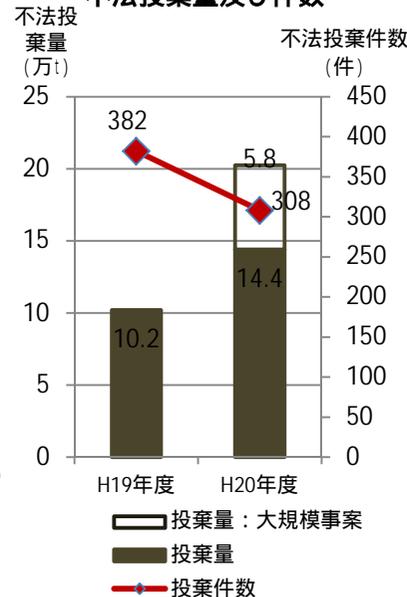
出典: (独)物質・材料研究機構より環境省作成

不法投棄は依然存在し、最終処分場の残余年数は20年を切っている。新設も困難になってきている。

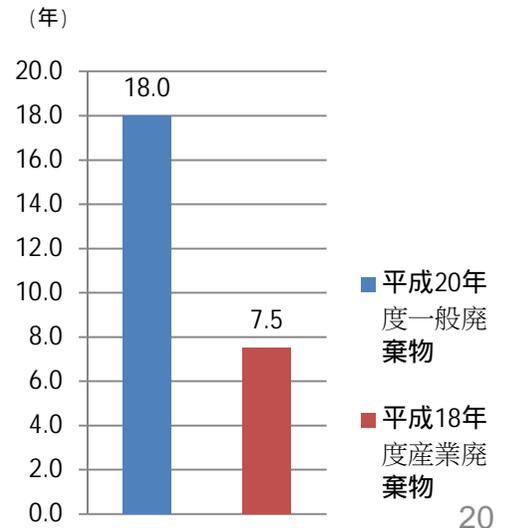
廃棄物の発生量は1年で約4.8億トン(東京ドーム約1300杯分)。最終処分量(廃棄物として埋め立てられる量は約22百万トン(東京ドーム約60杯分))



不法投棄量及び件数



最終処分場残余年数



循環型社会の構築による環境負荷の低減

大量生産から大量廃棄へという、一方通行型の物の流れから、資源を無駄なく繰り返し使う循環型の物の流れに社会全体を変革し、持続可能な社会を構築することが不可欠。

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会



社会の変革

循環型社会



3 R

発生抑制: Reduce (リデュース)

- ・マイバッグの使用
- ・過剰包装を断る
- ・食べ残しをしない
- ・サービスの利用(カーシェアリング)



再使用: Reuse (リユース)

- ・リターナブルびんの使用
- ・リユースショップ、フリーマーケット

再生利用: Recycle (リサイクル)

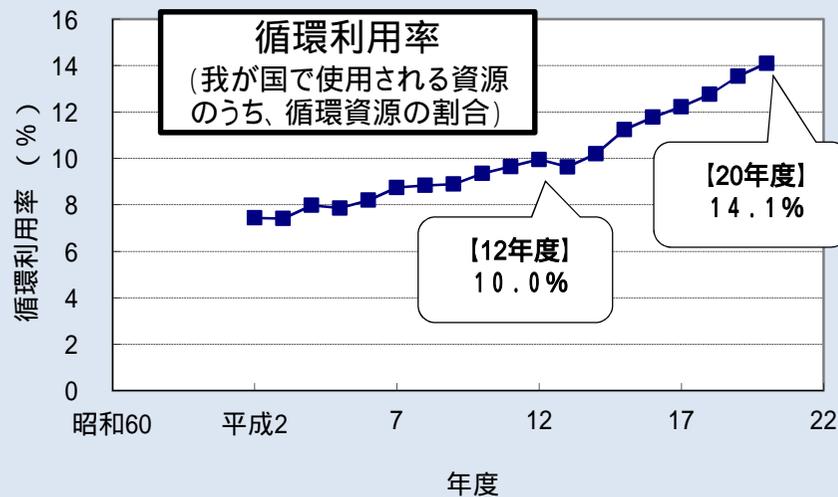
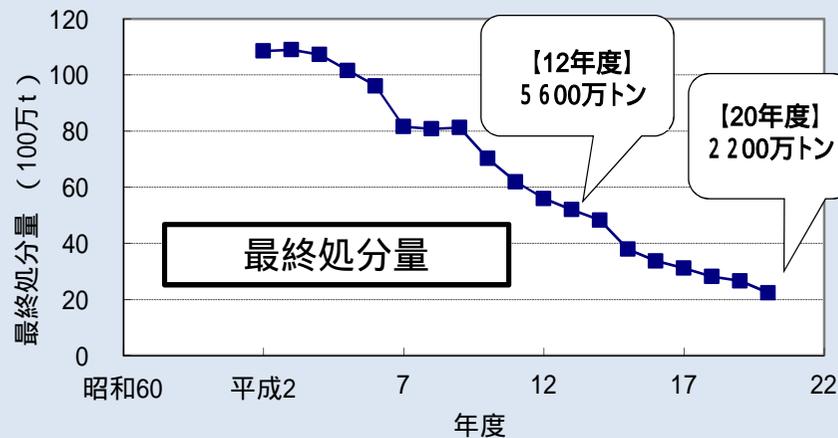
- ・容器包装リサイクル
- ・家電リサイクル
- ・自動車リサイクル

循環資源(例)
・鉄くず
・レアメタル
・バイオマス など

循環型社会に向けた対策の成果

最終処分量、循環利用の改善

最終処分量は大幅に減少。循環利用率も向上。循環型社会の構築に向けてさらなる向上を目指す。



無駄を減らした効果(リデュース)

家庭ごみの中には、手つかず食品として廃棄されるものや、食べ残しとして廃棄されるものが存在する。

手つかず食品 199万トン/年
食べ残し 209万トン/年



家庭から出る厨芥ごみの総量1643万トン/年

写真:家庭ごみとして捨てられた手つかず食品

買い過ぎの抑制や、調理の工夫などで

75%削減すると

製造段階までさかのぼって考えると
大きな環境負荷低減効果

温室効果ガス排出削減量
約400万t - CO₂/年

||
**一般家庭
約800万世帯分**

廃棄物等発生抑制量
約600万t/年

||
東京ドーム約16杯分

静脈産業で世界の循環型社会の構築を

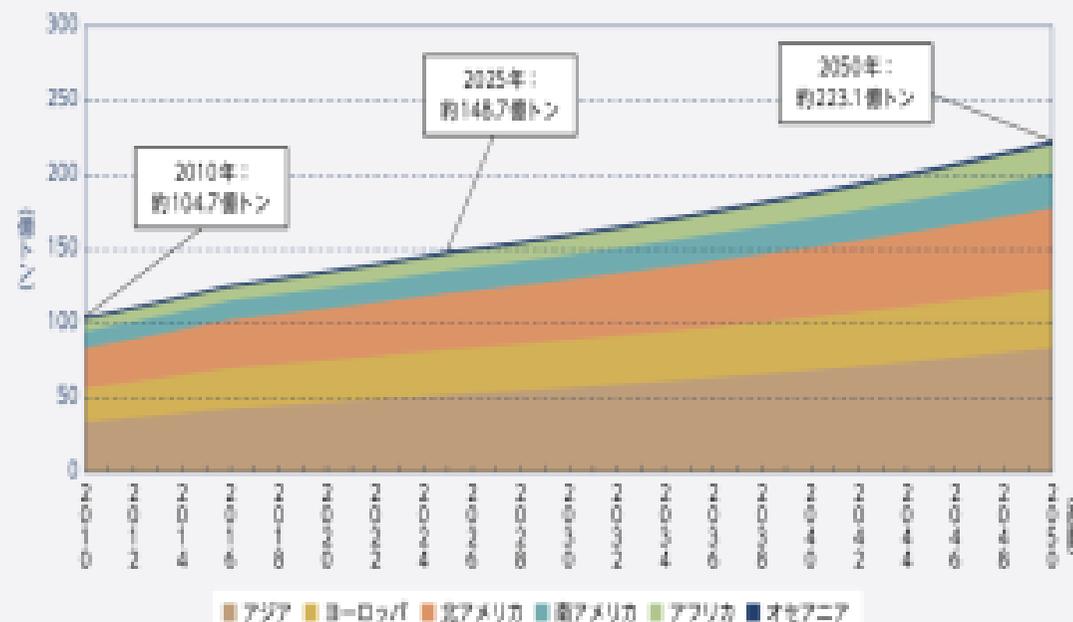
大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、経済的豊かさとともに、人口増加と、廃棄物の増大をもたらした
 21世紀は発展途上国の経済発展と人口増大により、世界の廃棄物量は2050年で2倍以上となる見込み

図4-2-1 世界人口と廃棄物量（都市ごみ+産業廃棄物）の推移



出典：人口は「The World Economy: Historical Statistics (OECD)」等、廃棄物量は「世界の廃棄物発生量14の推定と将来予測に関する研究」(田中豊 (株)廃棄物工学研究所、2011) に基づき環境省推計

図4-2-2 世界の廃棄物量の推移 (単位)



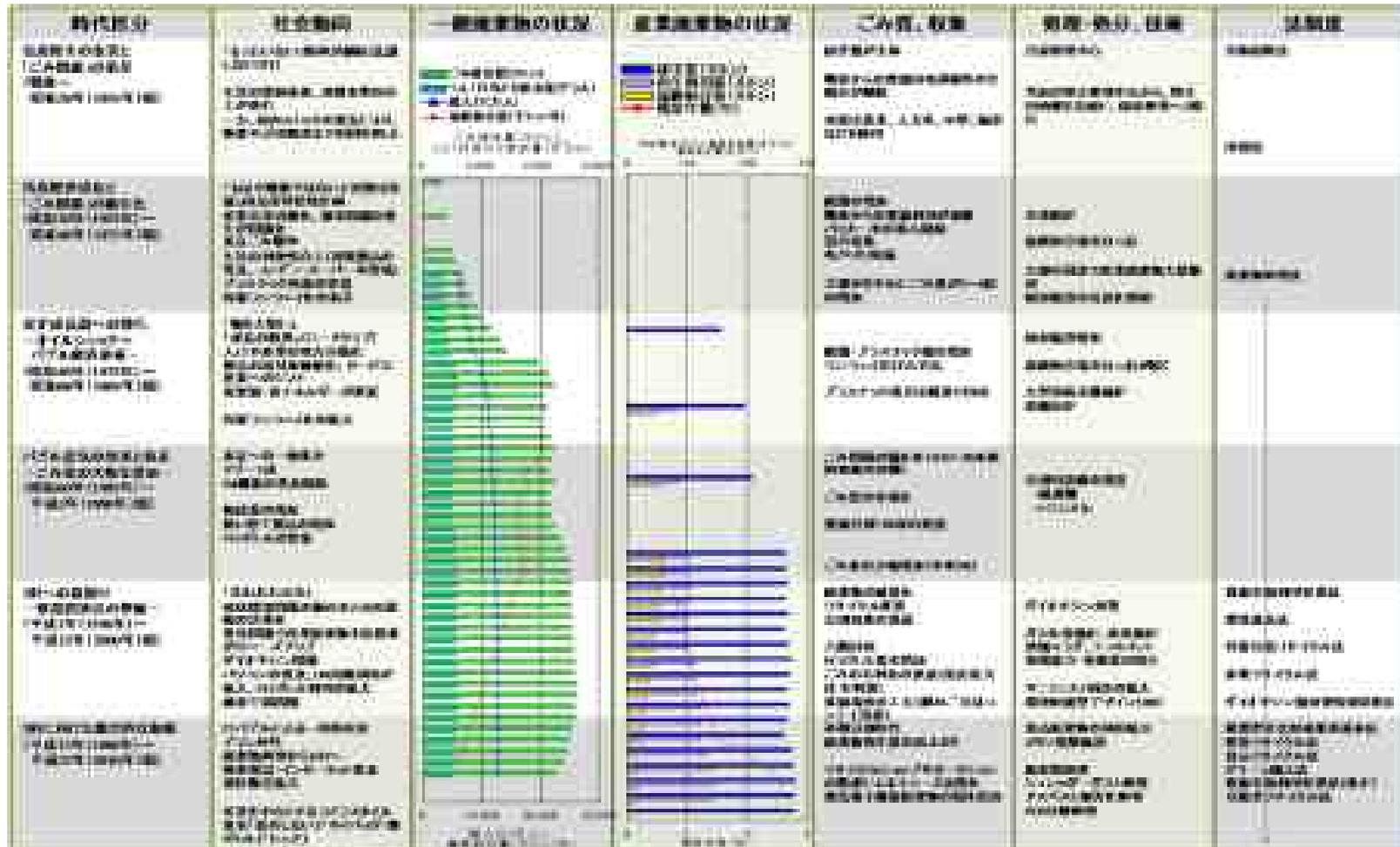
出典：世界の廃棄物発生量の推定と将来予測に関する研究 (田中豊 (株)廃棄物工学研究所、2011)

3Rを進め、適性処理の確保を徹底し、物質の循環の輪を途切れさせない循環型社会の構築が不可欠

静脈産業で世界の循環型社会の構築を

我が国は、戦後から今日に至るまで、経済社会状況の変化に応じた廃棄物問題を体験し、解決に向けて取り組んでおり、世界の廃棄物問題の解決のためのノウハウを蓄積している。

廃棄物・リサイクル分野における我が国の経験

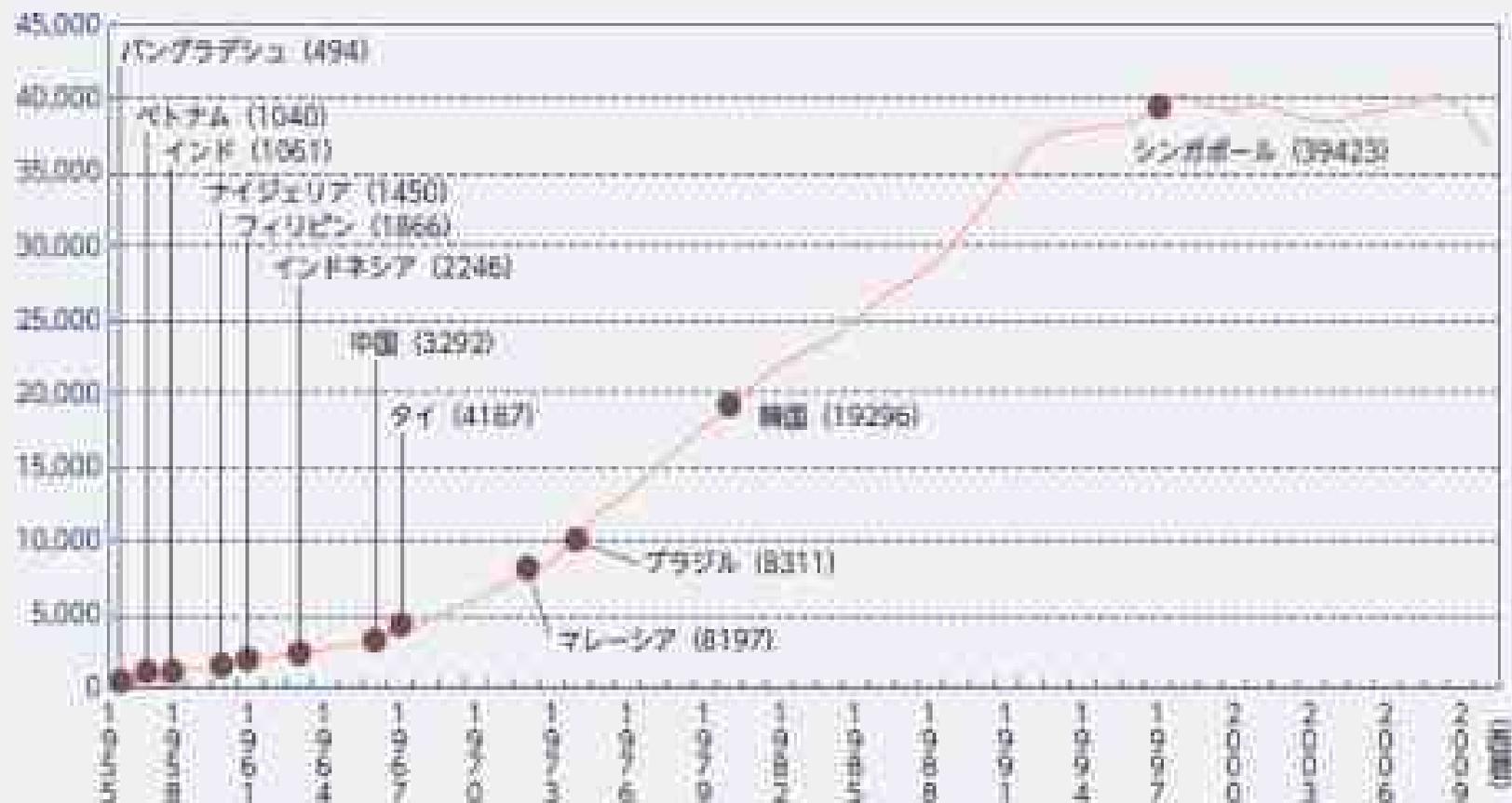


出典：環境省

静脈産業で世界の循環型社会の構築を

経済発展の途上にある国々は、我が国が経験してきた廃棄物問題を近い将来に経験する可能性

図4-2-5 日本の一人当たり名目GDPの推移と主要アジア・南米各国の比較



出典：日本のアジア化に関する経済社会調査報告書（国土経済社会年報）、海外アジアはIMF World Economic Outlook Database, October 2010

静脈産業で世界の循環型社会の構築を

アジア諸国における廃棄物・リサイクル政策、都市ごみ発生量は国ごとに状況は異なるが、工業化の進展に伴い、廃棄物・リサイクル問題に直面している

我が国の経験を生かすことは、世界の環境保全に貢献するとともに、ビジネスチャンスでもある

【中国、マレーシア、インドネシア、ベトナムの廃棄物・リサイクル政策、廃棄物の状況】

項目	中国	マレーシア	インドネシア	ベトナム
<p>環境保護法(1979年)</p> <p>バーゼル条約批准(1991年)</p> <p>環境影響評価法(1997年)</p> <p>再生資源回收利用「十五」計画(2001年)</p> <p>電気電子機器廃棄物の輸入は原則禁止</p>	<p>環境保護法(1979年)</p> <p>バーゼル条約批准(1991年)</p> <p>環境影響評価法(1997年)</p> <p>再生資源回收利用「十五」計画(2001年)</p> <p>電気電子機器廃棄物の輸入は原則禁止</p>	<p>環境保護法(1979年制定、1985年、1995年、2002年、2003年制定)</p> <p>国家廃棄物に関する環境規則(1993年制定、2000年改定)</p> <p>国家廃棄物処理・処分規則に関する環境命令(1998年制定)</p> <p>国家廃棄物処理・処分規則に関する環境規則(1999年制定)</p> <p>バーゼル条約加入(1993年)</p> <p>電気電子機器廃棄物の輸入は許可的、輸出入時における使用済み電気電子製品の品質が日本の規格に</p>	<p>バーゼル条約加入(1993年)</p> <p>環境保護法(1997年)</p> <p>環境保護・管理法(2010年制定)</p> <p>電気電子機器廃棄物の輸入は原則禁止</p>	<p>環境保護法Law on Environmental Protection(1994年、2005年改定、No.82/2003/QĐ-NĐ)</p> <p>バーゼル条約加入(1993年)</p> <p>電気電子機器廃棄物の輸入は原則禁止</p> <p>国家廃棄物管理国家戦略(2004年)</p>
<p>資源综合利用の原則に関する暫定規定(1995年)</p> <p>国家廃棄物環境汚染防止法(1996年、2005年改定)</p> <p>建設資源リサイクル国家管理規則(1997年)</p> <p>クリーン生産法(2005年)</p> <p>電子情報製品生産汚染防止管理規定(2001年)</p> <p>環境影響評価法(2002年)</p> <p>電気電子機器廃棄物回収処理管理規則(2003年)</p>	<p>資源综合利用の原則に関する暫定規定(1995年)</p> <p>国家廃棄物環境汚染防止法(1996年、2005年改定)</p> <p>建設資源リサイクル国家管理規則(1997年)</p> <p>クリーン生産法(2005年)</p> <p>電子情報製品生産汚染防止管理規定(2001年)</p> <p>環境影響評価法(2002年)</p> <p>電気電子機器廃棄物回収処理管理規則(2003年)</p>	<p>National Resource Frontier(2003年)</p> <p>廃棄物管理のための国家戦略計画(2004年)</p> <p>国家廃棄物管理システム開発戦略(2004年)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略(2004年)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略(2004年)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略(2004年)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略(2004年)</p>	<p>資源管理に関する法律(1999年制定)等(2010年改定)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略に関する法律(2004年)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略(2004年)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略(2004年)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略(2004年)</p>	<p>資源管理に関する法律(1999年制定)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略に関する法律(2004年)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略(2004年)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略(2004年)</p> <p>国家資源管理システム開発戦略(2004年)</p>
<p>199,269トン/年(一人当たり排出量0.74kg/人・日)、2005年</p>	<p>8,872トン/年(一人当たり排出量0.07kg/人・日)、2005年</p>	<p>2,000トン/年(一人当たり排出量0.43kg/人・日)、2005年</p>	<p>32,300トン/年(一人当たり排出量6.4kg/人・日)、2005年</p>	

出典：日本貿易振興機構 アジア経済研究所、財団法人地球環境戦略研究機関 他

静脈産業で世界の循環型社会の構築を

技術とともに廃棄物が適切に回収、処理されるような社会システムが不可欠
我が国は3Rを推進するための3R国家戦略づくりの支援や政策対話を実施

中国

- ・2007年より日中廃棄物・リサイクル政策対話を実施
- ・2009年1月から循環経済促進法を施行
- ・2009年6月、日中環境大臣間で、川崎-瀋陽の「環境にやさしい都市」協力に関する覚書締結

バングラデシュ

- ・2006年から、UNEP/ROAP及びIGESを通じて3R国家戦略策定支援を実施
- ・2010年12月に国家戦略が策定

タイ

- ・2005年から、UNEP/ROAP及びIGESを通じて3R国家戦略策定支援を実施

カンボジア

- ・2006年から、UNEP/ROAP及びIGESを通じて3R国家戦略策定支援を実施

シンガポール

- ・2006年7月以降、二国間政策対話を実施
- ・2010年7月環境大臣政務官とシンガポール環境庁CEO間でLOI(基本合意書)署名

マレーシア

- ・2010年から、食品廃棄物管理に関する戦略計画策定支援を実施

韓国

- ・2008年1月から電気電子廃棄物や使用済自動車のリサイクル法を施行
- ・2008年に資源リサイクル基本計画を策定
- ・2006年より日韓廃棄物・リサイクル政策対話を実施

フィリピン

- ・2005年から、UNEP/ROAP及びIGESを通じて3R国家戦略策定支援を実施

ベトナム

- ・2005年から、UNCRD及びIGESを通じて3R国家戦略策定支援を実施
- ・2009年12月に国家戦略が策定

インドネシア

- ・2005年から、UNCRD及びIGESを通じて3R国家戦略策定支援を実施
- ・3R国家戦略最終案が政府承認手続き中
- ・2008年5月 廃棄物管理法成立
- ・2010年10月24日 両国環境大臣間で「固形廃棄物、有害・毒性廃棄物管理分野における協力覚書(MOC)」を締結

静脈産業事業者による廃棄物の適正処理事業展開型

適正な処理を行うための廃棄物処理・リサイクル施設が十分に整備されていない発展途上国において、廃棄物や有害物質の適正な処理等を実施。

(アジアの現地企業の買収による事業展開)

- アジアにおける環境・リサイクル事業の拡大を図るため、東南アジア3カ国で廃棄物処理・リサイクル事業を展開する企業を買収
- 東南アジアにおける廃棄物処理・土壌浄化・リサイクルのトータルサービスを提供



インドネシアの有害廃棄物最終処理施設
(出典: DOWAエコシステム株式会社)

静脈産業で世界の循環型社会の構築を

アジア3R推進フォーラムや3R国家戦略づくりなどのこれまでの国際協力の枠組みを背景として、廃棄物処理、リサイクル技術とシステムを一体的に我が国静脈産業を海外に展開していく

我が国が行っている国際協力

- ・ アジア3R推進フォーラム
平成21年に我が国の提唱にて設立。昨年度は、アジア諸国、太平洋島嶼国より22か国が参加。
- ・ 二国間の協力枠組
中国、インドネシア等10か国と3R推進のための支援や政策対話を実施。



我が国の技術

- ・ 静脈産業が蓄積している技術

システム

- ・ 法制度などの廃棄物処理のためのシステム

・ 我が国の静脈産業の海外展開を積極的に支援する事業を実施（日本静脈産業メジャーの育成、海外展開促進事業）

海外展開を目指す先行静脈産業グループに対して事業展開の実施可能性調査等の支援
次世代の静脈産業を育成するために企業の新たな循環ビジネスモデルの確立支援

世界の環境保全と我が国経済の活性化に貢献

はじめよう。3R。

第2次循環基本計画の第3回点検報告（平成23年4月閣議報告）の中で、今後の方向性の一つとして、発生抑制のさらなる取組が指摘されている

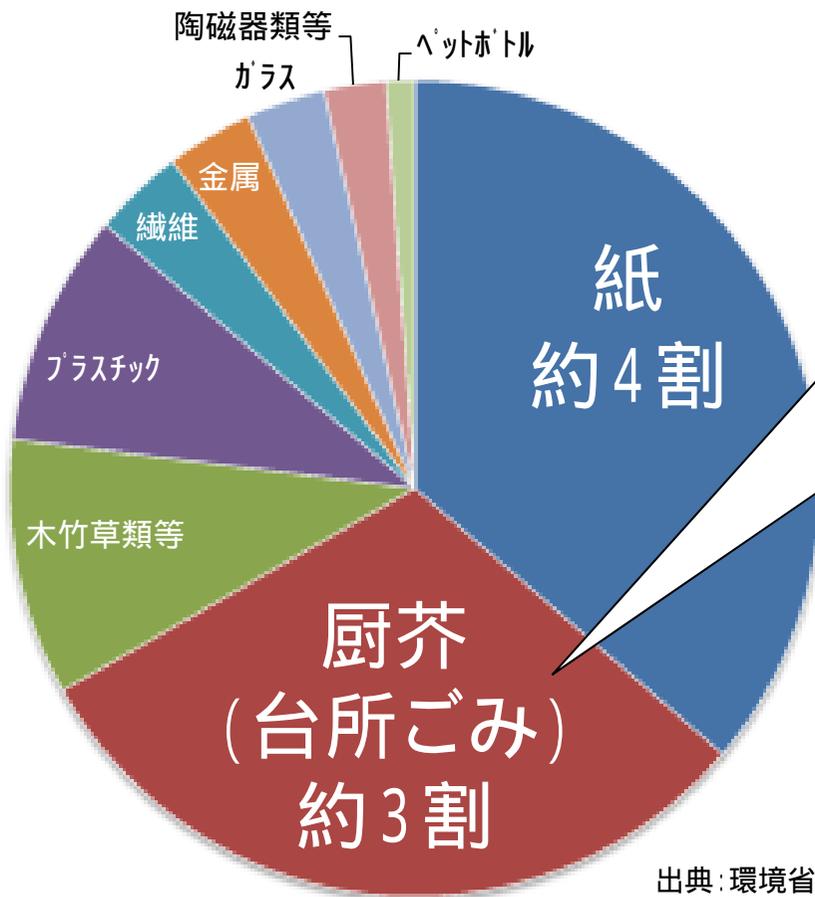
第2次循環基本計画の進捗状況の第3回点検報告（主なもの）

- 循環型社会と低炭素社会、自然共生社会の統合的取組を進めることが必要。
- **発生抑制**、再使用や循環資源を活用した製品の利用促進に係る**施策**についてはさら**に取組む**ことが必要。
- 日系静脈産業メジャーの育成とその海外展開支援、国内静脈産業ビジネスの基盤強化など世界に通用する静脈産業の育成、支援を行うなど、景気に左右されない強い循環型社会ビジネスを育成することが必要。

このほかにも指摘がなされているところ。

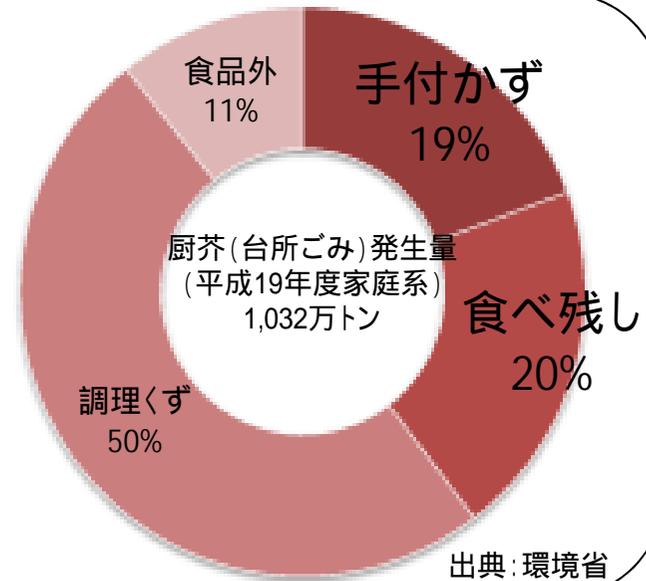
はじめよう。3R。

一般廃棄物の発生量のうち、厨芥（台所ごみ）と紙ごみで約70%と推計
 特に、家庭系の厨芥（台所ごみ）については、手付かず食品と食べ残しで約40%と推計



一般廃棄物の種類別発生量の内訳
 (平成19年度)

このうち家庭系
 厨芥(台所ごみ)



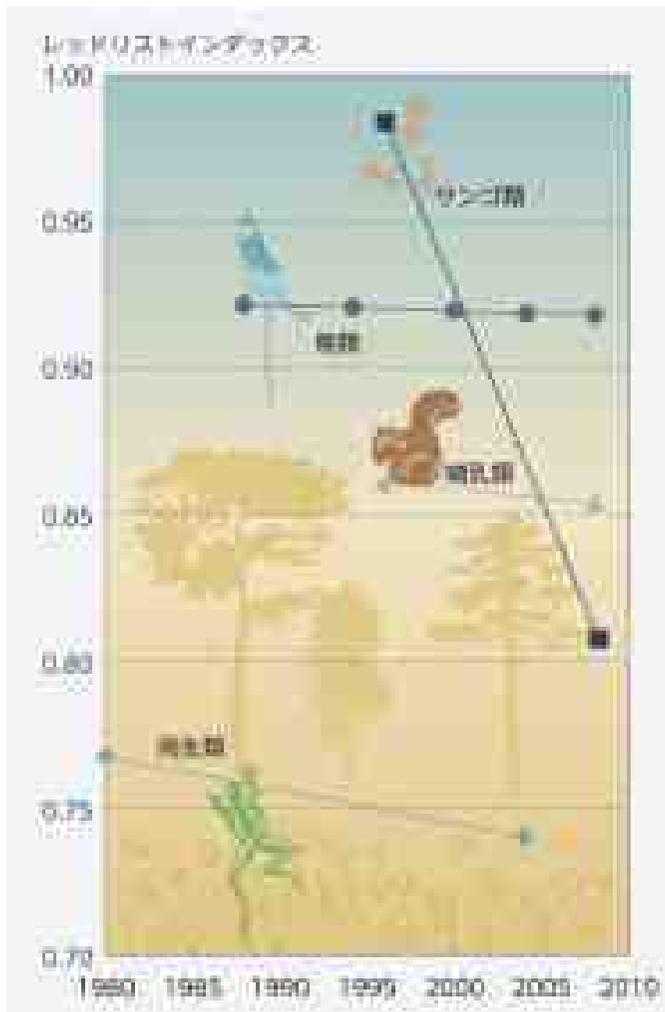
一般廃棄物として廃棄された手付かず食品
 (京都市調査結果より)

地球のいのちを未来につなぐ 1

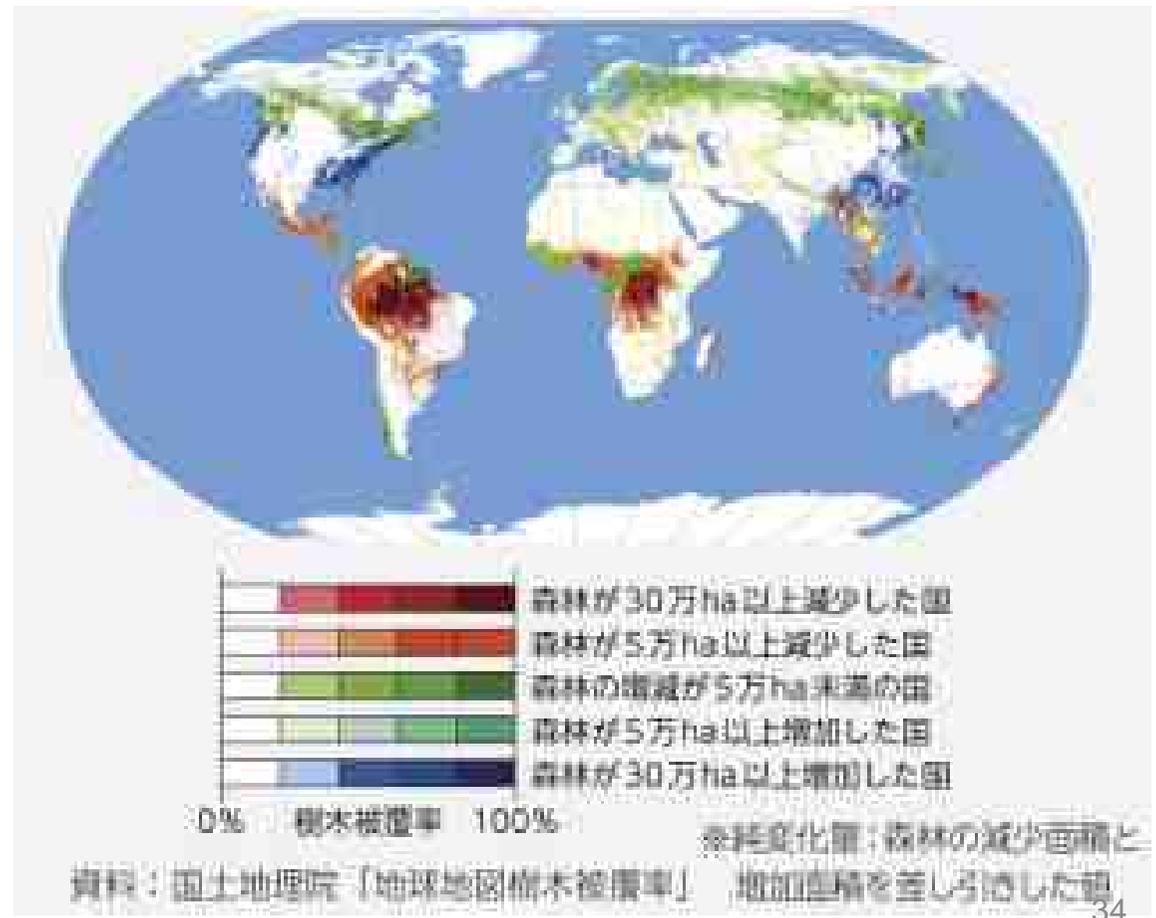
拡大する生物多様性の損失

「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という生物多様性の2010年目標は達成されず、世界の生物多様性は引き続き減少している（GBO3）

レッドリストインデックスの推移



世界の森林面積の国別純変化量 (2000年～2010年)



地球のいのちを未来につなぐ 2

わが国の生物多様性の現状
人間活動に伴うわが国の生物多様性の損失はすべての生態系に及んでおり、全体的に見れば損失は今も続いている（生物多様性総合評価）

絶滅危惧種 の減少要因

開発

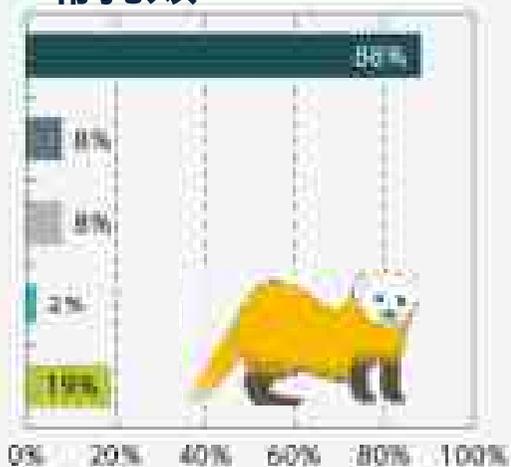
水質汚濁

捕獲・採取

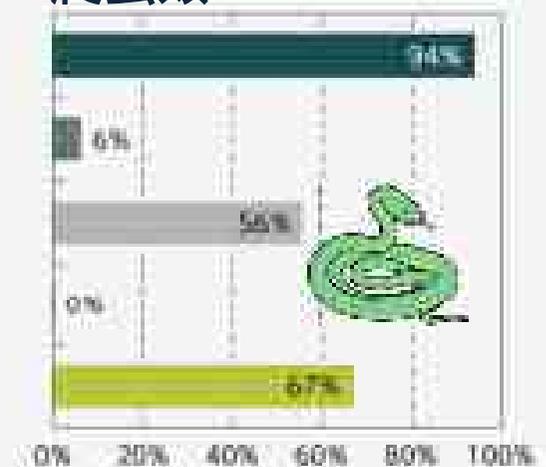
自然遷移等

外来種

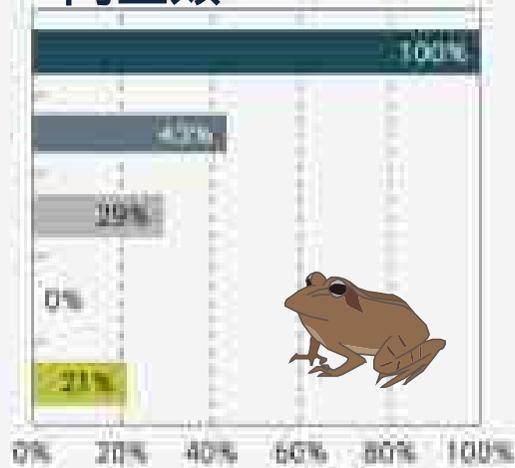
哺乳類



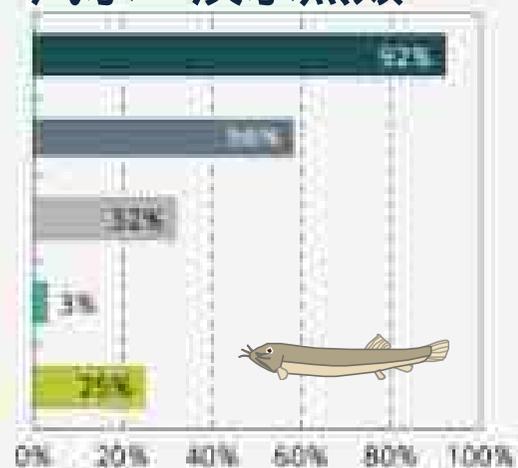
爬虫類



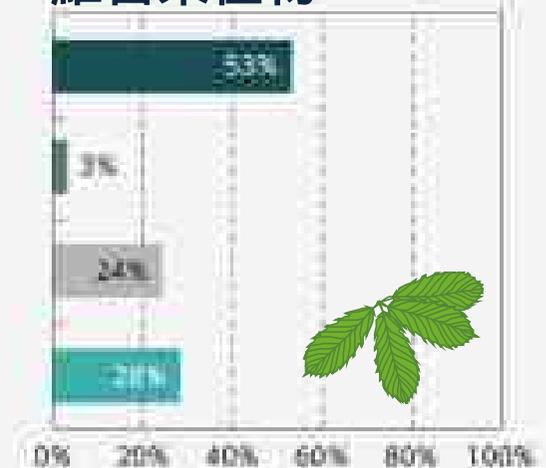
両生類



汽水・淡水魚類



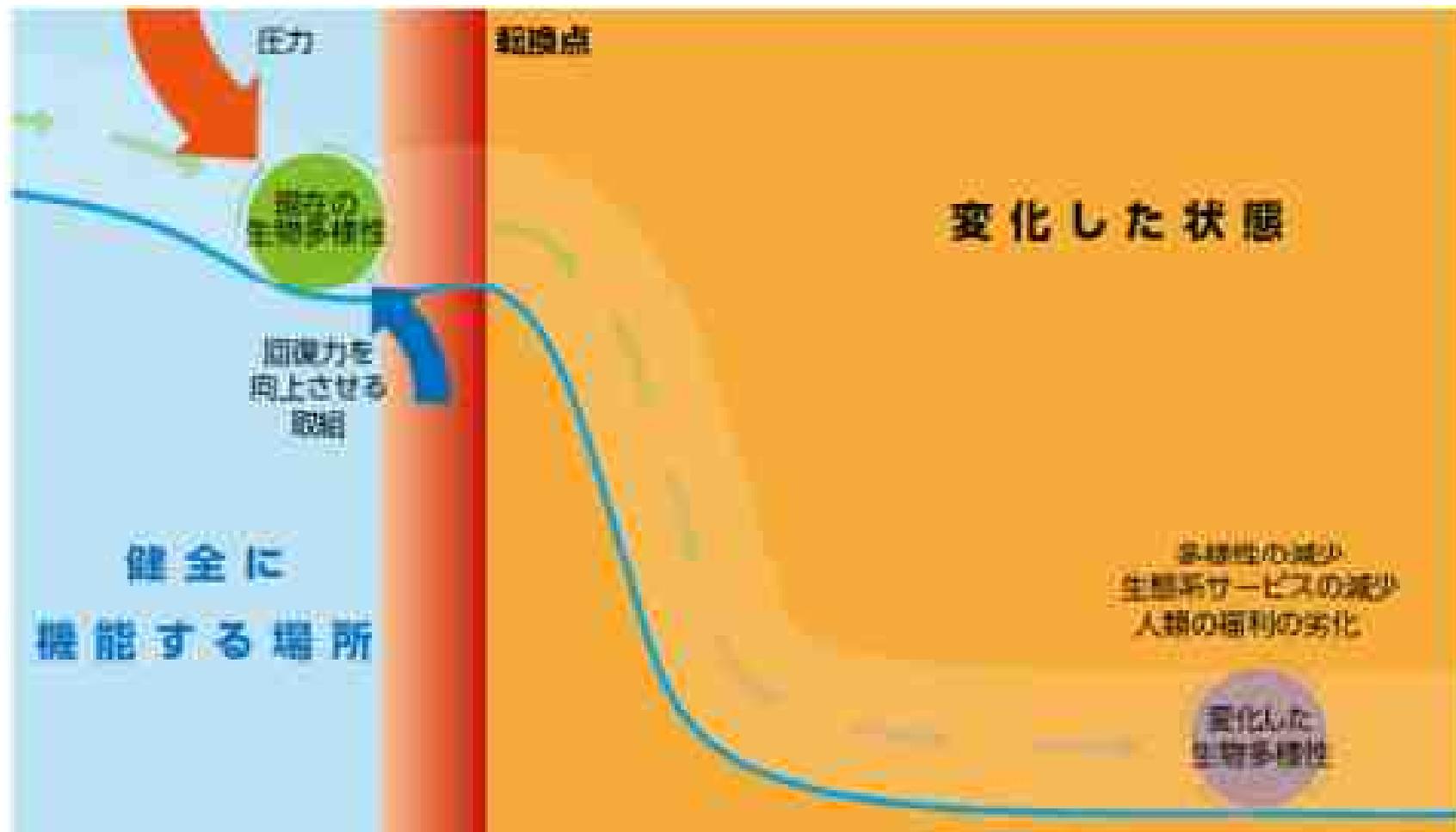
維管束植物



地球のいのちを未来につなぐ 3

このまま損失が続けば、近い将来、生態系が自己回復できる限界値である「転換点」を超え、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う生態系サービスの劣化が生じるおそれがある。今後10年～20年間の行動が決定的に重要。(GBO3)

転換点の概念図



地球のいのちを未来につなぐ 4

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では議長国を務め、2011年以降の世界目標となる「愛知目標」や「名古屋議定書」の採択など、大きな成果を生みだした。

新戦略計画（愛知目標）

2050年までの長期目標、2020年までの短期目標、短期目標を達成するための20の個別目標などを合わせて「愛知目標」として合意。

遺伝資源の取得と利益配分（ABS）に関する名古屋議定書

遺伝資源への円滑なアクセスの確保、得られた利益の適切な配分による世界的な生物多様性保全の推進、遺伝資源の適切な利用のための仕組みとして「名古屋議定書」を採択。

その他

IPBES（生物多様性版IPCC）早期設立検討

SATOYAMAイニシアティブの推進

国連生物多様性の10年

民間参画 - ビジネスと生物多様性



愛知目標の概要

長期目標 (Vision) < 2050年 >

「自然と共生する (Living in harmony with nature) 」世界

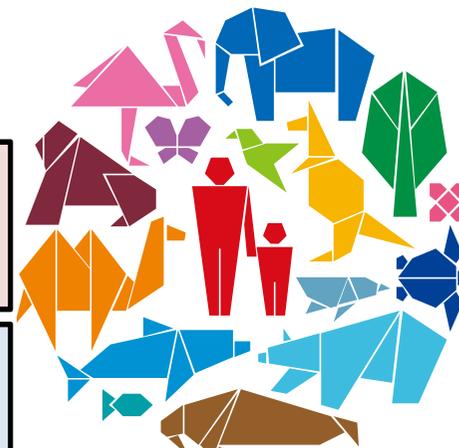
短期目標 (Mission) < 2020年 >

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する

個別目標 (Target)

- 1 : 人々が生物多様性の価値と行動を認識する
- 2 : 生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。
- 3 : 生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。
- 4 : すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。
- 5 : 森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき。劣化・分断が顕著に減少する。
- 6 : 水産資源が持続的に漁獲される。
- 7 : 農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。
- 8 : 汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 9 : 侵略的外来種が制御され、根絶される。
- 10 : サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

- 11 : 陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。
- 12 : 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。
- 13 : 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、最小化される。
- 14 : 自然の恵みが提供され、回復・保全される。
- 15 : 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 16 : ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。
- 17 : 締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。
- 18 : 伝統的知識が尊重され、主流化される。
- 19 : 生物多様性に関する知識・科学技術が改善される。
- 20 : 戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。



ABSに関する主要論点とその結果（名古屋議定書）

論点	資源利用国（先進国）	資源提供国（途上国）	結果（名古屋議定書）
アクセス	法的確実性や透明性の確保が必要	議定書で義務付けるべきでない	各締約国に対してアクセスの明確化、透明化を義務付け
利益配分	相互に合意する条件に基づき、提供国に利益配分	相互に合意する条件に拘わらず、提供国にも利益配分すべき	相互に合意する条件に基づき当事者間で決定
遵守・チェックポイントの指定	指定すべき具体的機関を列挙すべきでない	指定すべき具体的機関を列挙すべき	各締約国に1つ以上のチェックポイントの指定を義務付け 指定すべき具体的機関は明示されず
適用範囲（時間的）	議定書発効後	議定書発効以前（条約発効以前まで遡るとの意見もあり）	遡及適用については議定書上特記せず、認めないことで決着
適用範囲（派生物）	遺伝資源が対象	派生物（化学物質など）も対象	「遺伝資源の利用」には派生物の利用も含み得るが、利益配分は相互に合意する条件に基づき当事者間で決定
適用範囲（病原体）	WHOなど他の専門的機関で議論すべき（議定書の対象とすべきでない）	議定書の対象とすべき	病原体を含めた人や動植物の健康に係る緊急事態での特別の対応を認める

わが国は議長国として、「愛知目標」を始めとする様々な決定事項の達成に向けて国内の取組を一層推進する

国内の取組

生物多様性国家戦略の改定、地域戦略の策定促進
愛知目標を踏まえ、生物多様性国家戦略の見直しに着手
地方公共団体における生物多様性地域戦略の策定促進

保護地域（国立公園、国定公園）の拡充
生物多様性保全等の観点から重要な地域を全国レベルで調査・総点検、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張等、海洋保護区の拡張

希少野生動植物種の保全
種の保存法を始めとした希少野生動植物の保全のあり方の総合的な検討を開始

ABSの国内制度の整備
名古屋議定書の締結に必要な国内制度の検討

国連生物多様性の10年決議を踏まえた各主体の取組促進
自治体、経済界、NGOなど各主体による取組を推進



未曾有の大震災により、がれきの大量発生等の環境問題が発生

- (1) 建築物の倒壊等によって生じたがれき等への対策
 - ・ がれき等の処理を行う地方自治体負担分について財政支援措置（国庫補助率のかさ上げ、交付税措置の拡充）
 - ・ 国の主導の下、地方自治体等の広域的な協力を得た処理体制を構築
 - ・ 損壊家屋等の撤去や処理の方法に関する指針等を発出
- (2) 被災地の生活支援
 - ・ 地方公共団体等と連携したし尿等処理体制の充実
 - ・ 被災ペット対策への関係団体と協力した支援
- (3) 環境汚染対策
 - ・ がれき処理現場周辺におけるアスベストの大気濃度調査等



宮城県利府町
中倉廃棄物埋立処分場内
災害廃棄物仮置場

